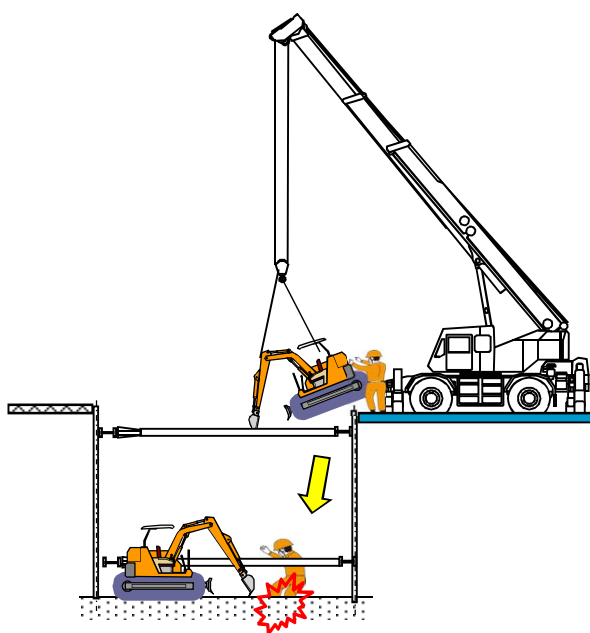


『吊荷の誘導中に介錯ロープを掴もうとして、7m落下し負傷』

発 生 年 月	平成 年9月
時 刻	16:20 頃
被 災 者	普通作業員(40歳)
傷病名・部位	全身打撲、腰背部挫傷、右肋軟骨挫傷(骨折・内臓損傷なし、休業3日)

- ◎ 発生状況
1. 当日の15:45頃より、地下7.5mのところにあるミニバックホウ(重量3t)3台の荷揚げをクレーンを使用して開始した。
 2. 2台目を地上付近まで吊り上げたときに、地上で合図をしていた被災者がミニバックホウの介錯ロープをつかもうとして、親綱をくぐり覆工板の隙間調整用板(木製3m×0.2m×1cm)に右足を乗せた直後に、調整板が折れ7.5m下に落下した。
 3. 結果的に落下箇所が砂利搬入直後であったこともあり、搬入した砂利がクッションがわりとなり、大事とならずに済んだ。

◎ 被災状況



◎ コメント

- ・親綱を張っていたにも関わらず、開口部(深さ7.5m)端部での作業で安全帯を使用しなかったこと。
- ・吊荷の傍に接近する時はオペに合図をして、安全な作業床で作業すること。
- ・覆工板の隙間調整板を覆工板受け桁と勘違いして、足をのせてしまった。